

訴

状

アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市

原告 ローレンス・レペタ

(Lawrence Repeta)

原告訴訟代理人の表示

別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり

①一〇〇 東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番地

被告 国

右代表者法務大臣 嶋崎 均

メモ採取不許可国家賠償請求事件

訴訟物の価格 金一、三〇〇、〇〇〇円

貼用印紙額 金 一〇、七〇〇円

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金一、 $\Phi$ <sup>三</sup>〇〇、〇〇〇円とこれに対する本訴状送達  
の翌日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決ならびに仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

第一、メモ採取不許可処分

一、原告の地位

- 1、原告は、米國ワシントン州弁護士資格を有するものであるところ、一九  
七九年秋に来日し、経済法特に日本及び米國の國際間の經濟問題に関する  
法制度を研究し、同分野における各種論文を發表してきたものである。

原告は、一九八三年六月一日から一九八四年七月までの間、財団法人国際交流基金より奨学金を受けた特別研究員として在日し、日本における証券市場及びこれに関する法的規制を課題として研究に従事してきた。

2、原告は右研究の一環として、一九八二年一〇月以来今日に至るまで、被告人加藤曷に対する所得税法違反被告事件（以下「本件事件」という）を研究し、その公判を傍聴している。

## 二、原告に対するメモ採取不許可の決定

申立人は、その目的とする学問的研究において正確な事実の記録が特に強く要求されるところから、本件事件の公判傍聴にあたっては、傍聴席においてメモを取ることを希望し、左記のとおり、各公判期日に先立ちメモをとることの許可申請をしたが、いずれも拒否の決定を受けた（以下「本件決定」という）。

### 記

1、一九八三年七月八日公判期日におけるメモ採取につき、  
同月七日許可申請をし、同月八日不許可決定の告知を受ける。

2、一九八三年七月二六日公判期日におけるメモ採取につき、  
同月二五日許可申請をし、同月二六日不許可決定の告知を受ける。

3、一九八三年一〇月一日公判期日におけるメモ採取につき、  
同月同日許可申請をし、同月同日不許可決定の告知を受ける。

4、一九八三年一〇月二四日公判期日におけるメモ採取につき、  
同月一三日許可申請をし、同月二四日不許可決定の告知を受ける。

5、一九八三年十一月八日公判期日におけるメモ採取につき、  
同月七日許可申請をし、同月八日不許可決定の告知を受ける。

6、一九八三年十一月一四日公判期日におけるメモ採取につき、  
同月一日許可申請をし、同月一四日不許可決定の告知を受ける。

7、一九八三年十一月一八日公判期日およびこれ以後の判決言渡期日を含む全公判期日におけるメモ採取につき、

同月一八日付（提出は同月一七日）で許可申請をし、同月一七日付で不許可決定の告知を受ける。

三、右二、7記載の不許可決定後開かれた各公判の期日とその概要は次のとおりであった。

一九八四年一月一七日	午前一〇時	検察官申請証人の尋問
一九八四年一月二七日	午前一〇時	検察官申請証人の尋問
一九八四年二月七日	午前一〇時	検察官申請証人の尋問
一九八四年二月一七日	午前一〇時	検察官申請証人の尋問
一九八四年二月二七日	午前一〇時	検察官申請証人の尋問
一九八四年三月九日	午前一〇時	検察官申請証人の尋問
一九八四年三月一九日	午前一〇時	検察官申請証人の尋問（証人不出頭）
一九八四年三月二三日	午後一時	検察官申請証人の尋問（証人不出頭）
一九八四年三月二八日	午前一〇時	検察官申請証人の尋問（証人不出頭）
一九八四年四月二日	午前一〇時	検察官申請証人の尋問（証人不出頭）
一九八四年四月六日	午前一〇時	
一九八四年四月一日	午前一〇時	
一九八四年四月一六日	午前一〇時	
一九八四年四月二〇日	午前一〇時	

一九八四年四月二五日	午前一〇時	弁護人申請証人の尋問
一九八四年五月一八日	午前一〇時	
一九八四年五月二二日	午前一〇時	被告人質問
一九八四年五月二九日	午前一〇時	被告人質問
一九八四年六月一日	午前一〇時	被告人質問
一九八四年六月二〇日	午前一〇時	被告人質問
一九八四年六月二七日	午前一〇時	被告人質問
一九八四年八月三一日	午前一〇時	論告
一九八四年一〇月三〇日	午前一〇時	最終弁論
一九八四年一〇月三一日	午前一〇時	最終弁論 結審
一九八五年三月二二日	午後一時三〇分	判決

四、原告は、右二および三記載の全公判期日（一九八四年八月三一日を除く）に出頭したが、いずれの公判期日においても右二記載の不許可決定の故に、メモを取る事が許されなかった。

## 第二 本件決定の違憲、違法性

本件決定は以下の理由により違憲であり、違法である。

一、法廷を傍聴する権利は憲法二一条の「知る権利」に含まれる

世界人権宣言（一九四八年）一九条は、「すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」とし、また、市民的及び政治的権利に関する国際規約（一九七九年発効）以下「国際人権規約B規約」という）一九条二項は「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」としている。

そもそも、表現の自由は、五感を有する人間が、物事にふれて感動し、身ぶりやことばで喜び、泣き、笑う自由であり、あるいは物事を認識し、思考し、これをことばや動作で表す自由である。これは、人が人として生きていることそのものであり、この自由なしに人は人間らしく生きていくことはできない。表現の自由は、人としての根源的自由である。しかし、また、人は社会的動物であり、他人との相互の自由なコミュニケーションの中で生きる存在である。受け手を想定してこそ自己表現があり、また、外界からの情報の伝達、他人の意見や思想の伝達を受けることによってはじめて事実の認識、自己表現がありうるのである。したがって、表現の自由は、情報を受ける権利、すなわち、知る権利を内包する基本的人権であり、表現の自由を保障することを定めた憲法二一条もまた、すべての人に対し、知る権利を保障している。

ことに、現代社会は、高度に組織化された情報社会であり、情報が、国家機関、マスメディアおよび巨大な企業に集中し、独占的に管理されている。人々は、これらが一方的に管理伝達する情報の受け手でしかなくなっている。人が、コミュニケーションの自由としての表現の自由を取り戻すためには、まず、これらの情報の独占を排し、あらゆる情報をコントロールされることなく受け取る自由を確保しなければならない。

既に、博多取材ファイル提出事件の最高裁大法廷決定（最高裁大法廷昭和四四年一月二六日刑集二三卷一一号一四九〇頁）は、「報道機関の報道は、

民主主義社会において、国民が国政に参与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような情報機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならぬ」と述べているが、右決定は、人々の知る権利を前提とし、知る権利に奉仕する報道機関の報道および取材の自由もまた憲法二一条の保障のもとにあることを述べたものである。前記のとおり、憲法二一条によって、何人にも知る権利が保障されているのであるから、取材の自由・情報収集権もまた何人にも保障されたものであり、たんに報道機関の特権にとどまるものではない。前記世界人権宣言および国際人権規約B規約一九条二項が、すべての者に対し、情報を求め、受ける自由を保障しているのもこの趣旨にもとづくものである。

なお、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」ことは、既に、マクリーン事件の最高裁大法廷判決（最高裁大法廷昭和五三年一〇月四日民集三二卷七号一二二三頁）が述べているとおりである。

知る権利の中でも国家機関が有する情報を知る権利は、特に重要である。主権者または国家の行為によって生活や権利を左右される人々が国家機関の行為を知る権利を保障されなければ、「人民の、人民による、人民のための政治」、すなわち、民主政治の実現はありえないからである。アメリカの憲法の父といわれるジェームス・マディソンの「人民が情報をもたずもしくは情報を取得する手段をもたない人民の政府は、道化芝居か悲劇の序幕にすぎず、あるいは多分その両方であろう」という言葉は、かかる文脈において意味深長である。特に、人々の知る権利を保障し、民主主義を実現するためには、国家機関の有する情報のうち、国会の公開、行政当局の情報の公開とともに、裁判の公開がきわめて重要である。人々の知る権利を保障するためには、情報公開の対象となる国家機関から裁判の公開を除くことはできない。したがって、裁判の公開による法廷を傍聴する権利は、憲法二一条の知る権利に含まれる。

二、法廷を傍聴する権利は、憲法八二条によって保障されている

右のとおり、法廷を傍聴する権利は、憲法二一条の表現の自由の中に含まれる。しかし、法廷を傍聴する権利は憲法二一条だけにその根拠を有するものではない。憲法八二条一項は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」として、公開裁判を明定しているが、この権利が、法廷の傍聴を国民の権利として定めたものであることは疑いを容れない。

「公開法廷」の意味については、特に報道機関の取り扱いについては種々の議論があるものの、「不特定かつ相当数の者が、自由に傍聴しうる」（平野龍一「刑事訴訟法」一六五頁）状態におくという意味で、傍聴の自由を含むものであることは異論がない。なお、本条の規定が、憲法第三章「国民の権利及び義務」ではなく、第六章「司法」の中に置かれているという一事により右規定が国民に権利を賦与していることを否定しえないのはいうまでもない（第三章以外に置かれた規定で国民に権利を賦与するものとして、たとえば憲法四四四条参照）。

本条の定めによって保障された公開裁判の権利―傍聴権の特色は、日本国憲法の他の条項及び大日本帝国憲法の類似規定と比較することによって、より明瞭となる。以下、順次検討する。

第一に、日本国憲法は三七条一項において、「すべて刑事事件においては、被告人は、…公開裁判を受ける権利を有する」と規定している。本条は、その文言から明らかなとおり、刑事被告人の権利を定めたものであり、裁判を公開することにより、審理が公正に行なわれることを、裁判を受ける当事者たる被告人に保障したものである。これに対し、憲法八二条が保障する傍聴の権利は、その保障の名宛人が刑事被告人ではなく、広く国民全体（前述のとおり、外国人にも及ぶ）である。いうまでもなく、八二条の規定は、終局的には裁判の公開をはかり、密室裁判を防止しようとするものである（最高裁大法廷昭和三三年二月一七日決定刑集一二卷二号二五三頁参照）。しかし、そのことを、被告人の権利としてだけでなく、本条において国民の権利として保障したのは、両者が別個の目的を有する規定であるために外ならない。裁判、特に刑事裁判は国家権力の発動の一つの典型であるから、裁判所の活動は、国家機関の分立とそれら相互の抑制と均衡だけでは足りず、主権者たる国民の不断の監視の下に置かれていなければならないと考えられるのであり、この故に日本国憲法は、この国民の権利を、特に一条を設けて明示的に規定したのである。仮に、

公開裁判を被告人の権利としてのみ構成するならば、ある被告人が当該権利の存在を知ったうえで、理論的に判断して、任意に放棄すれば、法廷を閉鎖することも可能であろうが、日本国憲法の制定者は、公開裁判による公正な審理の存在を実体的に被告人に保障するだけでは足りず、国民全体が公開裁判による公正な審理の存在を知りうる状態になっていなければならないとしたのである。すなわち、「刑事裁判においては公正であるだけでなく、公正らしく見えることが必要である」（米国連邦最高裁リッチモンド判決 *Richmond Newspapers, Inc. v. Virginia*, 100 S.Ct. 2814 (1980)）。憲法が、八二条二項において、一定の場合には一定の要件の下に公開しないことができる旨の規定を置きながらも、「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の」場合には絶対的に公開しなければならぬとしたのも、これらの事件において被告人の権利が最も侵害されやすいことを考慮した結果、被告人の権利とは別に、国民の権利として公開裁判を規定する必要を感じたためである。

第二に比較されるべきは、国会の会議の公開を定めた憲法五七条である。国会は国権の最高機関であるから、そこにおける審議が非公開であつてはならないことはいうまでもない。その意味でこの条文の規定は当然であるが、公開裁判との関係で注目すべきは、秘密会としうる要件である。すなわち、両議院の会議は、「出席議員の三分の二」の多数により秘密会とすることができるとされている。そこにおいては、秘密会とすべき理由は問われることなく、しかも、加重されてはいるものの多数の議決により公開を制限できるものとされている。これに対し、裁判の公開制限は、非公開となしうる場合の要件が限定されている点、多数決ではなく全員一致が要求されている点及び絶対的公開が要請される場合がある点の三点において、国会の会議公開の制限よりも困難なものとしてされている。ともに三権の一翼を担う立法府と司法府の公開制限の要件が異なるおそれがあるためである。換言すれば、憲法起草者は、裁判の傍聴を国会の傍聴よりも重要視し、軽々にこの権利が剝奪されることのないような手当をしたのである。

第三に考慮すべきは、大日本帝国憲法五九条の規定である。ここにおいても現行憲法と類似した要件の下に公開の制限が規定されていたが、現行憲法は、絶対的公開の規定を置くとともに、法律による公開制限の規定を廃止して、裁

判の公開をより広く保障したのである。

このように、現行憲法における裁判の公開は、被告人に対する公開裁判の保障とは別個の見地から広く国民全体に保障したものであるとともに、その公開の保障は、極めて厳格に貫かれているのである。これは、現行の憲法秩序において、裁判の公開が民主政治の根幹にかかわるものであると理解されているために他ならない。

三、法廷を傍聴する権利は、法廷において公判手続につきメモを取る権利を含む

右のとおり、法廷を傍聴する権利は、各別の立法趣旨に基づき、憲法二一条、八二条で保障されたものである。また、前記世界人権宣言一九条および国際人権規約B規約によれば、知る権利は、すべての人があらゆる手段により、とりわけ、手書きその他自ら選択する方法により、情報を受ける権利である。したがって、傍聴人が法廷でメモを取る権利は、法廷を傍聴する権利に当然含まれるものである。

実際にも、メモを取らない限り、裁判を十分に知り伝達することはできない。

人がコミュニケーションの自由としての表現の自由を取り戻し、自己表現をはかるためには正確な事実の伝達が必要不可欠である。刑事訴訟法五三条一項は、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」とことを定めるが、これは判決が確定したのちのことであり、裁判を公開することとは異なり、これによって傍聴人の裁判を知る権利が保障されているとは到底いえない。したがって、メモを制限すべき何等の合理的理由がない本件において、原告のメモを禁止したことは、傍聴人の裁判を知る権利を侵害し、憲法二一条、八二条に違反するものである。

右のとおり、本件決定は憲法に違反するものであり、これにより原告の権利が侵害されたことは明らかである。

### 第三 被告の賠償責任

本件決定は、いずれも、本件事件を担当する東京地方裁判所刑事二〇部の裁判長小瀬保郎が訴訟指揮として為したものであるが、同裁判長は国の公権力の行使



に当る公務員であり、本件決定は右裁判長の職務を行なうについてなされたものであるから、被告は、国家賠償法一条一項により、原告に生じた損害を賠償する義務がある。

#### 第四 損害

##### 一 慰謝料

原告は、上記記載の違憲違法な本件決定により、本件事件の公判期日におけるメモ採取の憲法上の権利が侵害され、これとともにこれら公判期日における公判内容を十分に記録することができないことから、所期した研究をも阻害されることとなり、多大の精神的損害を蒙った。その程度は到底金銭では評価し得ないものであるが、敢えてこれを評価すれば、少なくとも金一〇〇万円は下らない。

##### 二 弁護士費用

不法行為の被害者が自己の権利擁護のため訴えを提起することを余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任した場合には、その弁護士費用は相当と認められる額の範囲内のものについては、当該不法行為と相当因果関係に立つ損害であり、被害者が加害者に対しその賠償を求めることができる（最高裁昭和四四年二月二七日判決、民集二三卷二号四四一頁参照）。本件においては、本人訴訟が事実上不可能であり、弁護士に委任せざるをえないこと、重大な憲法問題を極めて難しい事件であることなどの諸般の事情を考慮すれば、原告が代理人らに支払う弁護士費用のうち少なくとも金三〇万円は、本件決定と相当因果関係に立つ損害とみるのが相当である。

よって本請求に及んだ。

#### 証

#### 拠

#### 方

#### 法

一、甲一号証の一乃至四

メモを取る許可願写

#### 附

#### 属

#### 書

#### 類

一、訴訟委任状

一通

一、甲一号証の一乃至四 写

各一通

原告訴訟代理人目録

㊦一〇五

東京都港区虎ノ門三丁目三番三号  
虎ノ門南ビル六階

電話 (四三二) 八三九一

申立人代理人

弁護士 秋山幹男

㊦一〇二

東京都千代田区平河町一丁目九番三号  
京商ビル五階

電話 (二六二) 九九八一

同 鈴木 五十三

右同所

同 喜田村 洋一

㊦一六〇

東京都新宿区荒木町四番四号  
森初ビル四階

電話 (三四一) 五二七一

同 三宅 弘

㊦一〇四

東京都中央区銀座三丁目一〇番一九号  
美術家会館二階

電話 (五四二) 三七六七

同 山岸 和彦

(なお、事務上の連絡は、右秋山幹男宛とされたい)

一九八五年三月二五日

原告訴訟代理人

弁護士 秋山 幹男

同 鈴木 五十三

同 喜田村 洋一

同 三宅 弘

同 山岸 和彦

東京地方裁判所 御中